

**軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます**

軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃車・譲渡・盜難等により登録の軽自動車を所有しなくなった場合は、3月末日までに廃車手続きが必要です。手続きが遅れると、令和8年度も課税されることがありますので、ご注意ください。

納税通知書は、毎年5月上旬に発送します。

## 【税額】

車種内容			税額
原付	一種(50cc以下、0.6kw以下)		2,000円
	一種(0.6kw以下)※特定小型原付		2,000円
	一種(50cc超125cc以下、4.0kw以下)※新基準原付		2,000円
	二種乙(50cc超90cc以下、0.6kw超0.8kw以下)		2,000円
	二種甲(90cc超125cc以下、0.8kw超1.0kw以下)		2,400円
軽自動車	二輪(125cc超250cc以下、1.0kw超)		3,600円
	三輪(660cc以下)		3,900円
	四輪	乗用(自家用)	10,800円
		貨物(自家用)	5,000円
		乗用(営業用)	6,900円
		貨物(営業用)	3,800円
	ボート・トレーラー		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超、1.0kw超)			6,000円
小型特殊	農耕用	二輪	2,400円
		四輪(1000cc以下)	3,000円
		四輪(1000cc超)	3,900円
	その他		5,900円
ミニカー(20cc超50cc以下、0.25kw超0.6kw以下)			3,700円

※平成28年度課税より、最初の新規検査から13年経過した三輪・四輪の軽自動車について、重課税が導入されました。

【お問い合わせ】 税務課 税務グループ ☎63-1111 内線133・134

# 地域おこし協力隊通信

第79回



新たに潮来市  
ふくしま  
地域おこし協力隊に  
やすあき  
**福島 康彰さん**が  
着任しました。

ツアーガイドの実績を潮来市で

■プロフィール

出身地:東京都

・日本大学

写真学科

肋

**今後の抱負:**  
潮来でとにかく面白い事をいっぱいやって行きたいと思います。応援よろしくお願いします。

日本大学で写真を専攻したあと、カメラマンとして活動していましたが、奄美大島でSUPに出会ったことをきっかけにツアーガイドを志すようになります。その後、長瀬でラフティングとSUP、オーストラリアではカヤックのガイドを経験しました。オーストラリアで初めてチップを頂いたことで、自分のガイドとしての力に手応えを感じ、独立を意識するようになりました。

そんなタイミングで潮来市の地域おこし協力隊を知り、独立に対しても前向きであり、津軽海岸あと広場(前川)や霞ヶ浦・北浦といった水域を使える環境に魅力を感じました。落ち着いた静水域が多く、初心者向けのSUPツアーにも合っていると感じています。今後はSUPでツアーの基盤を固めつつ、水上スポーツのイベントや、英語を活かした外国人向けのツアーにも広げていきたいと考えています。